有機飼料の格付の表示の様式及び表示の方法

制　　定　平成 17 年 10 月 27 日農水告第 1615 号

1　表示の様式

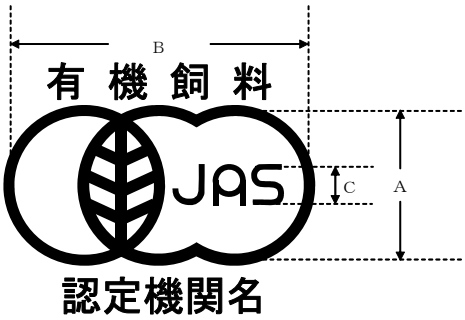

ア　Ａは、30mm 以上とする。

イ　Ｂは、Ａの２倍とし、Ｃは、Ａの 3 ／ 10 とする。

ウ　飼料の文字の高さは、Ｃと同じとする。

エ　認定機関名の文字の高さは、Ｃと同じとする。

オ　認定機関名は、略称を記載することができる。

2　表示の方法

容器若しくは包装の一個ごとに見やすい箇所に、又は送り状に付することとする。

附　則

この告示は、公布の日から起算して３０日を経過した日から施行する。